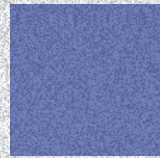


## 第4部

# 分野別計画

---





# 第1章 環境・アメニティの分野

## 安らぎと潤いある環境を守り育てる

環境への負荷の少ない持続可能な\*社会の実現に向けて、環境意識の向上に努めるとともに、市民、事業者、行政が連携しながらそれぞれの役割と責任を果たします。

公害の防止、廃棄物の発生・排出の抑制、資源の循環利用やエネルギーの有効利用を進めます。

見沼田圃や河川など、自然とふれあえる緑と水の空間の保全、再生、創出を進めながら、多様な生態系の保全を図ります。また、緑と水の拠点づくりやネットワーク化などによって、その活用を図ります。

地域の特性や多様性を尊重しつつ、調和のとれた美しい街並みや魅力ある都市景観の形成を進めます。

(基本構想「4 施策展開の方向」より)

### ■ 施策体系

#### 第1節 環境にやさしい循環型社会の形成と環境保全

- (1) 総合的な環境保全施策の推進
- (2) 地球環境問題への貢献
- (3) ごみの適正処理とリサイクルの推進
- (4) 産業廃棄物の適正処理の推進
- (5) エネルギーの有効利用
- (6) 質の高い環境づくり
- (7) 環境学習の推進

#### 第2節 水と緑の空間の保全、再生と創出

- (1) 緑の保全と再生
- (2) 水辺の保全と再生
- (3) 生物の生息環境の確保
- (4) 水と緑のネットワークの形成
- (5) 見沼田圃の次世代への継承
- (6) 市街地内の緑の空間づくり

#### 第3節 美しい都市空間の形成

- (1) 景観資源の保全と活用
- (2) 魅力ある街並みの創造
- (3) まちの美化

## 第1節 環境にやさしい循環型社会の形成と環境保全

### 現況と課題

- 経済的な豊かさの象徴ともいえる大量生産・大量消費の社会システムは、資源の浪費やその結果生ずる大量のごみを巡る様々な問題を引き起こすとともに、地球温暖化\*などの環境問題にも大きな影響を与えています。このような地球規模で広がる環境問題に対応し、限りある資源や良好な自然環境を将来世代に引き継いでいくためには、環境基本計画を基本として、総合的、計画的に環境保全に取り組んでいく必要があります。
- 地球環境問題への貢献という観点からは、市民や事業者の自主的な取り組みだけでなく、温室効果ガス\*の排出の削減、酸性雨\*対策などに向けて、広域的な連携も求められます。
- 本市では、一人当たりのごみ排出量は横ばいで推移していますが、可燃ごみは増加傾向にあり、人口の増加もあって、ごみの最終処分量は増加しています。このため、資源循環型社会\*の実現を目指し、市民、事業者、行政が連携して、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を進め、最終処分量をできる限り抑えていく必要があります。
- 資源循環型社会の実現には物の循環だけでなくエネルギーの循環という視点も必要で、エネルギーの有効利用が求められます。
- 地域の環境については、市民生活が豊かになり都市活動が拡大した結果、大気汚染や水質汚濁などの環境問題が生じてきました。工場などを原因とする大気汚染や水質汚濁は、排出規制や企業の努力によって改善が進んでいますが、一方で、自動車、特にディーゼル自動車の排出ガスの問題、家庭からの生活排水の問題などの重要性が高まっています。また、近年では、ダイオキシン類\*をはじめ、極めて微量でも生殖・生育に影響を与えることが懸念される有害化学物質の問題が顕在化しており、日常生活に関わりのある多様な化学物質には、健康や生態系への影響が十分に解明されていない物質も少なくありません。この中で、健康で安全な生活のため、環境リスク\*の低減に向けた取り組みを進め、地域環境の改善・向上を図ることが必要です。
- 環境保全には、身近な生活における取り組みが重要であり、環境学習を通じて地域社会の環境が地球環境問題にも結びついているという認識を深め、市民一人ひとりの生活の見直しを促していく必要があります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第4部

## 第1章

## 第2章

## 第3章

## 第4章

## 第5章

## 第6章

## 第7章

## 第4部

## 施策体系

## 環境にやさしい循環型社会の形成と環境保全

- (1) 総合的な環境保全施策の推進
- (2) 地球環境問題への貢献
- (3) ごみの適正処理とリサイクルの推進
- (4) 産業廃棄物の適正処理の推進
- (5) エネルギーの有効利用
- (6) 質の高い環境づくり
- (7) 環境学習の推進

## 施策展開

## (1) 総合的な環境保全施策の推進

- 環境基本計画を基本として、総合的、計画的に環境保全施策を実施していきます。
- 環境影響評価\*条例の適切な運用により、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業について、環境保全に対する適正な配慮を働きかけます。

## (2) 地球環境問題への貢献

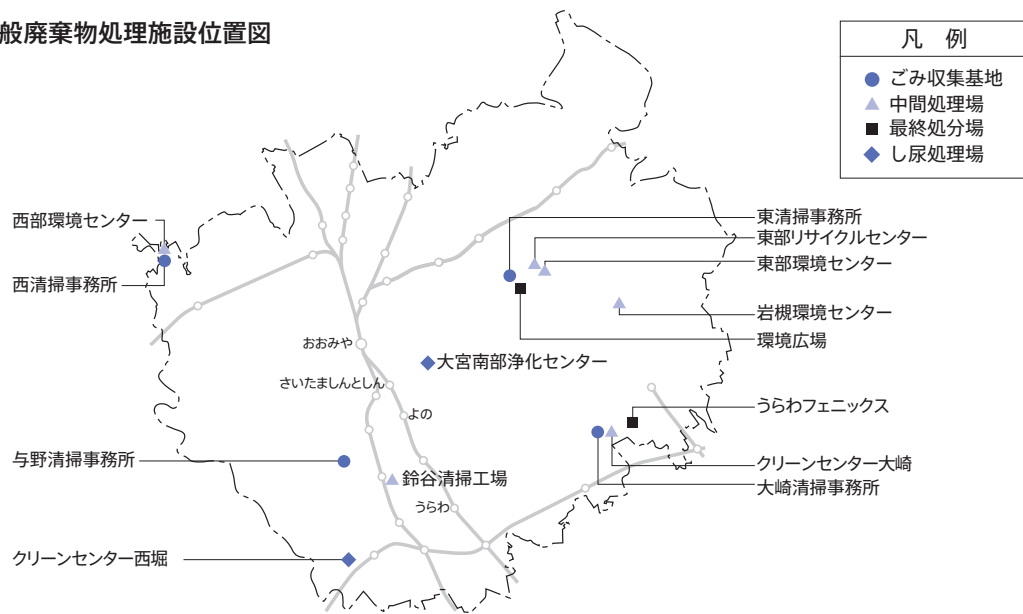
- 京都議定書に定められた温室効果ガス\*の削減目標（1990年比6%減）の達成を目指し、市民、事業者と行政が連携して、二酸化炭素の排出削減、二酸化炭素の吸収・固定源である緑地の保全など、地球温暖化\*の防止に取り組みます。
- フロン対策の強化などによるオゾン層\*の保護対策、酸性雨\*対策に取り組みます。
- 他自治体などと連携して地球環境問題に取り組みます。

## (3) ごみの適正処理とリサイクルの推進

## ① ごみの発生抑制とリサイクルの推進

- レジ袋の自粛や簡易包装の推進など、ごみの発生抑制を進めます。
- リサイクル施設の充実など、ごみの再使用・再生利用を進めます。
- 家庭でのごみの分別の徹底を図ります。
- ごみ減量運動、生ごみ処理容器の購入費補助など、ごみ減量・リサイクルを推進します。
- 事業系一般廃棄物\*については事業者責任の原則を踏まえ、分別排出の徹底、排出抑制、リサイクルや適正処理の取り組みを促進します。あわせて、リサイクルしやすい製品の開発・販売などを促進します。

## ■ 一般廃棄物処理施設位置図



- ごみの発生抑制、減量化を図るため、ごみ収集の有料化制度のあり方について検討します。

## ② ごみの適正な処理

- 環境に配慮しながらごみ処理施設の計画的な整備に努めるとともに、最終処分されるごみの減量化・減容化などのため、焼却灰などの資源化を進めます。
- 監視体制の強化など、野焼きや不法投棄の未然防止と早期発見に努めます。

## (4) 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物\*は排出者が処理するという原則の徹底を図るとともに、産業廃棄物の発生抑制と適正処理を促進します。また、関係機関と連携しながら、不法投棄についての指導・監視を強化していきます。
- 周辺環境に最大限の配慮をした、リサイクルのための産業廃棄物処理施設の整備を支援し、焼却や埋立処分に依存しない資源循環型社会\*の構築を目指します。

## (5) エネルギーの有効利用

- 市民の日常生活や事業活動における省エネルギーを促進します。また、大規模な都市基盤整備に当たっては、高効率のコージェネレーション\*や地域冷暖房システム、蓄熱システムなど省エネルギー設備の導入を推進します。
- 環境への負荷の少ない太陽光発電など自然エネルギーの活用にも努めます。

## (6) 質の高い環境づくり

## ① 自動車の排ガス対策の推進

- 低公害車の普及の促進、近隣自治体と連携したディーゼル自動車の排出ガス規制の強化など、

## 第1章

## 第2章

## 第3章

## 第4章

## 第5章

## 第6章

## 第7章

## 第4部

自動車交通による大気汚染の抑制に取り組みます。

- 自動車交通量の削減に向けて、公共交通機関への転換を誘導するなど、交通需要マネジメント\*施策を推進します。

## ② 生活排水対策の推進

- 公共下水道の整備を進めます。
- 合併処理浄化槽\*の設置を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を啓発します。

## ③ 有害化学物質による環境リスクの低減

- 関係機関と連携しながら、ダイオキシン類\*をはじめとする有害化学物質に対する環境監視体制を強化するとともに、発生源対策を推進します。

## ④ 生活環境保全対策の推進

- 騒音や振動、悪臭などについて、積極的に防止対策を推進します。

## ⑤ 環境に関する調査・研究の充実

- 幅広い市民の協力を得ながら、情報のネットワーク化を進めるなど、公害、ごみ、自然環境、地球環境に関する調査・研究の充実を図ります。

## (7) 環境学習の推進

- 各種環境講座やリサイクルフェア、環境フォーラムなど、市民が環境について学習する機会の充実に努め、市民の自主的な活動の活性化を図ります。
- 地域に残る自然の重要性や循環型社会の必要性について分かりやすく学ぶため、ごみの排出抑制やリサイクル活動の推進など、学校における環境学習の充実に努めます。また、家庭における環境問題の認識を深めていきます。
- 地域の環境保全の核となる人材を育成するとともに、市民や事業者の環境保全活動への自発的、積極的な参加が促進されるよう、情報の提供、参加の場づくりなどを進めます。

## 第2節 水と緑の空間の保全、再生と創出

### 現況と課題

- 本市は、武蔵野の原風景である雑木林や屋敷林、社寺林などの樹林地、荒川や元荒川周辺の緑地、見沼田圃など、首都圏の中では豊かな緑に恵まれている地域です。しかし、これらの緑は、都市的な開発の中で徐々に失われつつあり、平成16年度の緑地面積（農地・山林・原野・湖沼・公園の合計）6,538haは平成11年度6,821haに比べて283ha（4.1%）減少しており、水質や水辺環境の悪化も見られるなど、早急な対応が求められます。
- 水と緑の空間は、都市生活に潤いとやすらぎの場、自然とふれあえる場を提供するだけでなく、多様な生物の生息・生育空間、また、ヒートアイランド現象\*の緩和、大気の浄化、防災、景観形成など、様々な機能を果たしていることが改めて見直されており、市内に残された自然環境は将来にわたる市民共有の財産ともいえます。これらの機能を維持、向上していくために、今後とも市民と行政が連携を深めながら、里やまなどの本市の自然環境を彩る緑地の保全、農地や生活に密着した緑地の減少抑制を図るとともに、公園整備などによる新たな緑地の創出を進める必要があります。また、水循環や生物の生息空間に配慮した水辺の保全と再生も重要な課題です。
- 見沼田圃（全体面積約1,260ha、うち本市分1,200ha）は、昭和40年の「見沼三原則」及び平成7年3月に新たに策定された「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」により、主に治水上の観点から開発が抑制され保全されてきました。しかしながら、依然として農地や湿地、周辺の斜面林などの緑地の減少と荒れ地化が進行しており、農地の保全とともに緑地としての有効な活用が求められています。見沼田圃には、長い歴史に育まれた独自の自然、歴史、文化があり、これらを市民のかけがえのない環境資産として大切に守り育て、後世へと伝えていく必要があります。

### 施策体系

#### 水と緑の空間の保全、再生と創出

- (1) 緑の保全と再生
- (2) 水辺の保全と再生
- (3) 生物の生息環境の確保
- (4) 水と緑のネットワークの形成
- (5) 見沼田圃の次世代への継承
- (6) 市街地内の緑の空間づくり



## 施策展開

**(1) 緑の保全と再生****① 緑の空間の保全と再生**

- 緑の基本計画を基本として、総合的、計画的に緑の保全施策を実施していきます。
- 近郊緑地保全区域\*（首都圏近郊緑地保全法）や特別緑地保全地区\*（都市緑地法）の指定など、荒川や芝川、綾瀬川、元荒川周辺の緑地、市内に点在する斜面林や樹林地などの保全に努めるとともに、市民と連携して維持管理を行いながら憩いの空間として活用します。

**② 緑の保全のための仕組みづくり**

- 生産緑地\*や保存緑地\*などの既存制度に加え、民有地の緑を保全するための仕組みづくりを進めるとともに、その活用に努めます。

**③ 市民との協働による取り組み**

- 水と緑の空間づくりに当たっては、事業特性を考慮しながら、計画づくり、事業の実施、さらに維持管理についても市民との協働を進めます。

**(2) 水辺の保全と再生****① 水辺空間の保全と再生**

- 良好な自然が残る水辺を適切に保全するとともに、生物の生息空間に配慮した水辺環境の再生に努めます。
- 河川の改修に当たっては、河川・排水路の特性を考慮しながら、生態系にも配慮して、市民の憩いの場となる親水性の高い水辺づくりを進めます。

**② 水循環の再生**

- 水源涵養の機能を持つ樹林地を保全し、湧水や伏流水の復活を図ります。
- 透水性舗装の推進、雨水浸透枡や雨水貯留浸透施設\*の設置など、雨水の貯留、浸透に取り組みます。
- 調節池に貯留した雨水について、歩道のせせらぎや公園の修景水、災害時の用水などへの活用を進めます。

**(3) 生物の生息環境の確保**

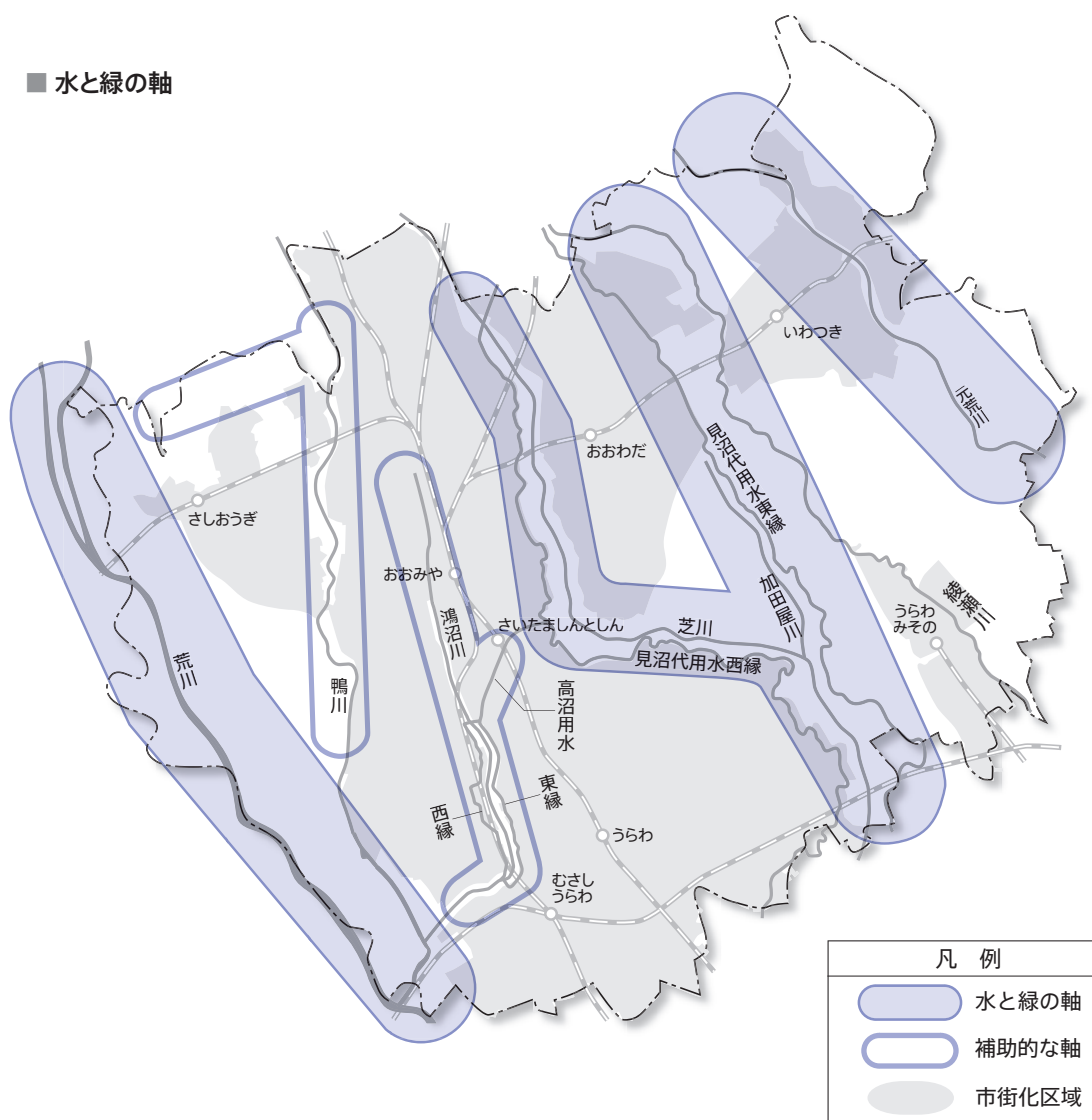
- 緑地や水辺の保全・再生・創造を通じて、野生生物の生息環境の確保を図ります。
- サクラソウ、クマガイソウなどの天然記念物自生地周辺の環境保全に努めるとともに、希少な動植物の継続的な実地調査や保護、育成の取り組みを進めます。

**(4) 水と緑のネットワークの形成**

- 本市を包み込むように位置する水と緑の空間を生かし、首都圏有数の資源でもある中央部の見沼田圃と西部の荒川河川敷、東部の元荒川を本市における「水と緑の軸」、鴨川及び鴻沼



## ■ 水と緑の軸



川・高沼用水路を補助的な軸と位置付け、この軸を中心として水と緑のネットワークの形成を進めます。

- ネットワークの形成に当たっては、主要な河川や広幅員道路、街路樹、斜面林などの樹林地、市内に点在する公園などの活用を進めます。
- 中心市街地エリアでは、さいたま新都心から氷川参道、大宮公園、盆栽村を経て、見沼田圃に至る緑の回廊を形成します。

## (5) 見沼田圃の次世代への継承

## ① 見沼田圃の保全・活用・創造

- 見沼田圃については、農業生産の場としての役割を維持しつつ、市民のかけがえのない環境資産として次世代に引き継いでいくため、その保全・活用・創造に努めます。
- 荒れ地化の拡大や新たな開発の誘発を防止し、見沼田圃の保全を図るため、土地の買取り・借受けによる公有地化を推進します。
- 良好な自然環境を保全していくため、近郊緑地保全区域の指定を検討します。

## 第1章

## 第2章

## 第3章

## 第4章

## 第5章

## 第6章

## 第7章

## 第4部

## ② 見沼田圃における水と緑のネットワークの形成

- 水と緑の拠点形成を進めるとともに、既存の拠点や新たに形成される拠点を緑道、河川・用水、斜面林などで結びます。

## ③ セントラルパーク構想の推進

- 見沼田圃の全体的な保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、合併記念事業として（仮称）セントラルパークの整備を進めます。

**(6) 市街地内の緑の空間づくり**

- 市民活動を支援しながら、公共空間や民有地の緑化を進めます。
- 地域の特性を生かしながら、公園・緑地の体系的な整備に努めます。



市民の森



荒川



## 第3節 美しい都市空間の形成

### 現況と課題

- これまでの都市づくりでは効率性が優先されてきた面もありますが、これからの都市生活には美しさや優しさ、思いやりなど、人間の感性を大切にした都市空間の形成が重要であり、緑や水に恵まれた潤いある空間が求められています。
- 都市や地域を象徴する歴史的・文化的な資源や景観特性を生かした都市づくりは、地域の個性の創出につながることから、本市の自然景観や歴史景観を構成する景観資源を保全していく必要があります。
- 市街地では、市民、事業者と行政との協働を基本として、美しい街並みづくりや魅力的な公共空間の創出に取り組んでいくことが求められ、都心地区における本市の顔となる景観を形成するなど、地域特性を生かした景観づくりを進めることが重要です。
- まちの美しさには景観的な美しさに加え、ごみが落ちていないことなど、まちの清潔さも重要で、まちの美化にも取り組んでいく必要があります。

### 施策体系

#### 美しい都市空間の形成

(1) 景観資源の保全と活用

(2) 魅力ある街並みの創造

(3) まちの美化

### 施策展開

#### (1) 景観資源の保全と活用

- 地域の景観を構成する要素として重要な樹林地、見沼田圃や河川、旧街道や旧宿場町、旧城下町に残る町屋・神社仏閣といった歴史的な建造物、点在する長屋門などの保全のあり方について検討を進めます。
- 地域の景観資源や特性を活用しながら、さいたま市らしい特徴ある景観づくりを進めます。

#### (2) 魅力ある街並みの創造

##### ① 都市デザインからの空間創造

- 優れた都市景観の形成に先導的な役割を果たす地区を景観形成重点地区として指定し、建築物などの規制・誘導を通じて、都市デザインの視点から、その地域の特性を生かした魅力ある都市空間の創造を推進します。

## 第1章

## 第2章

## 第3章

## 第4章

## 第5章

## 第6章

## 第7章

## 第4部

- 都市景観に大きな影響を与える大規模な建築物などについて、優れた景観形成に資するよう適切な誘導に努めます。

## ② 魅力的な公共空間の創出

- 都心部では、建物の共同化など土地利用密度を高めることで生み出されるオープンスペースを活用し、潤いやゆとりある空間を創出するとともに、さいたま市の顔となる景観形成に努めます。
- 街の中心となる商業地区など景観形成において重要な地区を中心として、電線類の地中化を進めるとともに、道路舗装、街路樹や照明デザインなどの工夫により道路景観の向上を図ります。

## ③ 市民の景観づくり活動の支援

- 景観形成には市民の主体的な活動が欠かせないため、景観表彰制度を活用するとともに、地域住民などによる景観づくりの取り組みに対して、まちづくり専門家の派遣など技術面を含めて支援に努めます。

## ④ 屋外広告物の規制と指導

- 屋外広告物は地域の景観の構成要素として重要であり、違反広告物の撤去とともに、広告物が地域の特性と調和したものとなるよう指導に努めます。

### (3) まちの美化

#### ① 美化活動の促進

- 公園、河川や道路などの美化活動について、地域住民による自主的な活動を支援していきます。

#### ② 監視・指導の強化

- 関係機関と連携しながら、ごみ・吸殻などのポイ捨てに対する指導を強化していきます。また、自転車駐車場などの設置とあわせ、放置自転車の撤去などを進めます。